

## 京都市交通局管理規程第23号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月30日

京都市公営企業管理者  
交通局長 葛西 宗久

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「，企画総務部企画課長」を削る。

第29条第2項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程に規定する旅客運賃等を領収する場合
- (2) 京都市高速鉄道旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程に規定する旅客運賃等を領収する場合
- (3) 催物等における物品販売による販売料を領収する場合

第29条第3項中「払込書を作成し」を、「納入通知書を用いて」に改める。

第32条第15号中「健康保険料被保険者負担金」を「京都市職員共済組合掛金に係る」に改め、同条中第18号を第20号とし、第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、第15号の次に次の2号を加える。

- (16) 健康保険料及び厚生年金保険料被保険者負担金に係る事業主立替金
- (17) 住民税に係る事業主立替金

第37条第3項中「払込書を作成し」を、「納入通知書を用いて」に改める。

第42条の2第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

第82条第1項中「保管されているもの）」の右に「，高速鉄道事業用予備軌条」を加える。

第124条第1号中「，定期観光旅客運賃」を削る。

第136条及び第139条中「企画課長」を「総務課長」に改める。

別表第1中

「

企 画 総 務 部 総 務 課 長	企 画 総 務 部 総 務 課 庶 務 係 長
企 画 総 務 部 企 画 課 長	企 画 総 務 部 企 画 課 管 理 係 長
	企 画 総 務 部 企 画 課 調 査 係 長

」

を

「

企 画 総 務 部 総 務 課 長	企 画 総 務 部 総 務 課 庶 務 係 長
	企 画 総 務 部 総 務 課 担 当 係 長 ( 運 賃 収 入 担 当 )
企 画 総 務 部 営 業 推 進 課 長	企 画 総 務 部 営 業 推 進 課 営 業 企 画 係 長

」

に改める。

別表第2中

「

企 画 総 務 部 企 画 課 長	企 画 総 務 部 企 画 課 管 理 係 長
-------------------	-------------------------

」

を

「

企 画 総 務 部 営 業 推 進 課 長	企 画 総 務 部 営 業 推 進 課 営 業 企 画 係 長
-----------------------	------------------------------------

」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第11条、第42条の2、第124条、第136条、第139条、別表1及び別表2の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)

(交通局企画総務部財務課)